

(特定水産動物育成事業の認可の基準)

第十一條 都道府県知事は、第八条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、同項の認可をしなければならない。

一 基本計画(第七条の二第二項第一号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)の内容に適合するものであること。

二 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が該当特定水産動物育成事業においてその種苗の放流を行う場合にあつては、放流を含む。)を行つたために適切なものであること。

三 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。

四 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則を定める手続が法令又は定款若しくは規約に違反しないものであること。

五 その申請に係る育成水面の区域の全部又は一部が既に定められた育成水面又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第十七条に規定する保護水面の区域で当該特定水産動物に係るもの全部又は一部と重複しないものであること。

(育成水面の区域の変更等)

第十二条 第八条第一項の認可を受けた漁業協同組合等(以下「認可組合等」という。)は、その育成水面の区域又は育成水面規則を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 認可組合等は、特定水産動物育成事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第九条の規定は育成水面の区域又は育成水面利用規則を変更する場合について、前二条の規定は第一項の認可について、それぞれ準用する。

(特定水産動物育成事業の適切な実施等)

第十三条 認可組合等は、特定水産動物育成事業を適切に実施し、及び組員等に対し特定水産動物の育成に関し必要な指導を行わなければならぬ。(勧告)

第十四条 都道府県知事は、特定水産動物育成事業の実施が適切さを欠くに至つたと認めるとき

は、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該認可組合等に對し、育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(指定)

第十五条 都道府県知事は、第七条の二第四項の規定により基本計画において放流効果実証事業に關し同項に掲げる事項を定めたときは、その管轄に属する水面において水産動物の種苗の放流を行おうとする者で次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、当該都道府県に一を限つて、当該都道府県において放流効果実証事業を実施する者として指定することができる。

一 申請者が放流効果実証事業の実施を目的とする一般社団法人又は一般財團法人であること。

二 申請者が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。

三 申請者が第二十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

四 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

五 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(指定法人の業務)

第十六条 指定法人は、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施しなければならない。

一 第七条の二第四項第一号に規定する水産動物の種類に属する水産動物の生産された種苗の放流を行うこと。

二 前号の放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証すること。

三 水産動物を採捕する者に対し前号の水産動物の成育を助長するためにその採捕に関し必要な協力を要請すること。

四 特定水産動物育成事業の実施を促進するため漁業協同組合等に対し第二号に掲げる業務による成果を普及すること。

は、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該認可組合等に對し、育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(業務実施計画の認可等)

第十七条 指定法人は、その定めるところに従い前条の業務を実施するための計画(以下「業務実施計画」という。)を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 業務実施計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類

二 前号の種類ごとの水産動物の種苗の放流場所、放流時期、放流数量その他の放流の実施に関する事項

三 前条第二号から第四号までに掲げる業務の実施に関する事項

2 業務実施計画においては、毎事業年度経過後三月以内に、放流効果実証事業に協力する者が任意に拠出した金銭(以下「協力金」という。)を收受したときは、協力金に関する収支の明細を記載した書面を含む。)を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(報告徴収及び改善命令)

第十八条 指定法人は、第一項の認可を受けようとするところに従い実証しようとする前条第二号の経済効果に關する資料その他の農林水産省令で定める書類を申請書に添えて都道府県知事に提出しなければならない。

(業務実施計画に係る意見の聴取)

第十九条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

(業務実施計画の認可の基準)

第二十条 都道府県知事は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に關し必要な報告をさせることができる。

第二十二条 都道府県知事は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に關し必要な報告をさせることができる。

第二十三条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項、第二十条第一項又は前条の規定に違反した場合

一 指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けた場合は

二 次に掲げる場合その他指定法人が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施していいないと認められる場合

2 (事業報告書等の提出)

ならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

第二十一条 指定法人は、毎事業年度経過後三月以内に、放流効果実証事業に協力する者が任意に拠出した金銭(以下「協力金」という。)を收受したときは、協力金に関する収支の明細を記載した書面を含む。)を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

2 第十七条第三項、第十八条及び前条の規定は、前項の認可について準用する。

(業務実施計画の変更)

第二十二条 指定法人は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に關し必要な報告をさせることができる。

第二十三条 都道府県知事は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第二十四条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第二十五条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第二十六条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第二十七条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第二十八条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第二十九条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第三十条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第三十一条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第三十二条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずることができる。

第三十三条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第三十四条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第三十五条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第三十六条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第三十七条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第三十八条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第三十九条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十一条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十二条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十三条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十四条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十五条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十六条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十七条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十八条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第四十九条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第五十条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第五十一条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第五十二条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第五十三条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第五十四条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第五十五条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第五十六条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第五十七条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

第五十八条 都道府県知事は、指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項又は第二十条第一項の認可を受けたときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に關し必要な措置を採るべくことを命ずる。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四)
号抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。